

第8章 参考資料

8.1	関係機関協議資料	239
8.1.1	河川協議	240
8.1.2	鉄道協議	256
8.2	定期点検調書（記入例）	289
8.3	概算直接工事費	300
8.4	補修・更新の着眼点リスト	301
8.5	通知文集（県土整備部 道路環境課）	302

8.1 関係機関協議資料

8.1.1 河川協議

県管理河川の占用等を行う場合、県土整備事務所に提出する申請様式を掲載します。

なお、協議を行う際は、最新の様式を確認して作成するようにしてください。

また、直轄河川の場合は、様式を別途確認してください。

1) 河川管理者以外の者の施工する工事等（河川法第 20 条）	240
2) 流水の占用の許可（河川法第 23 条）	241
3) 土地の占用の許可（河川法第 24 条）	242
4) 土石等の採取の許可（河川法第 25 条）	243
5) 工作物の新築等の許可（河川法第 26 条第 1 項）	244
6) 土地の掘削等の許可（河川法第 27 条第 1 項）	245
7) 河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	
a) 流水を汚濁する恐れがある物件の洗浄（河川法第 29 条第 1 項）	246
b) 土石、竹林その他の物件を堆積・設置（河川法第 29 条第 2 項）	247
8) 河川保全区域内における行為の許可	
a) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更（河川法第 55 条第 1 項）	248
b) 工作物の新築又は改築（河川法第 55 条第 1 項）	249
9) 標準処理期間及び審査基準について	250

様式第 1 号（第 1 条関係）

河川工事等承認申請書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住 所
氏 名 印
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
連絡先

河川法第 20 条の規定により、次のとおり河川工事（河川の維持）の承認を申請します。

- 1 河川の名称及び場所
- 2 目的
- 3 工事（維持）の概要及び実施方法
- 4 工期
- 5 その他参考事項
- 6 添付書類
 - (1) 位置図及び平面図
 - (2) 工事の設計及び実施計画（維持の実施計画）を記載した書面

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

埼 玉 県 知 事 様
(県土整備事務所経由)

申請者 住所
氏名
連絡先
印

別紙のとおり河川法第23条の許可を申請します。

(水利使用)

- 1 河川の名称
- 2 水利使用の目的
- 3 取水口、注水口又は放水口の位置
- 4 取水量等
- 5 取水の方法
- 6 工作物及び土地の占用

名称又は種類	工作物の位置又は は占用の場所	工作物の構造又は は能力	占用面積	摘 要

- 7 土地の掘さく等

種 類	場 所	土地の面積	摘 要

- 8 水利使用の期間
- 9 工期

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法第24条の許可を申請します。

(土地の占用)

1 河川の名称

2 占用の目的及び態様

3 占用の場所

4 占用面積

5 占用の期間

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法第25条の許可を申請します。

(河川産出物の採取)

- 1 河川の名称
- 2 採取の目的
- 3 採取の場所及び採取に係る土地の面積
- 4 河川の産出物の種類及び数量
- 5 採取の方法
- 6 採取の期間

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法第26条第1項の許可を申請します。

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積
- 9 占用の期間

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法第 27 条第 1 項の許可を申請します。

(土地の形状の変更、竹木の植栽、竹木の伐採)

- 1 河川の名称

- 2 行為の目的

- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積

- 4 行為の内容

- 5 行為の方法

- 6 行為の期間

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法施行令第16条の8第1項の許可を申請します。

(物件の洗浄)

- 1 河川の名称及び洗浄の場所

- 2 洗浄の目的

- 3 洗浄する物件の種類及び数量

- 4 洗浄の期間

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法施行令第16条の8第2項の許可を申請します。

(物件の堆積又は設置)

- 1 河川の名称及び堆積又は設置の場所
- 2 堆積又は設置の目的
- 3 物件の種類及び数量
- 4 堆積又は設置の期間
- 5 堆積又は設置に係る土地の面積
- 6 洪水又は高潮のおそれがある場合における措置

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法第55条第1項の許可を申請します。

(土地の形状の変更)

- 1 河川の名称
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所及び行為に係る土地の面積
- 4 行為の内容
- 5 行為の方法
- 6 行為の期間

許 可 申 請 書

平成 年 月 日

県土整備事務所長 様

申請者 住所
氏名 印
連絡先

別紙のとおり河川法第55条第1項の許可を申請します。

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期

●河川法における申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間について

平成13年3月30日河第866号

各土木事務所（支所）長あて河川課長通知

標記について、別紙のとおり行政手続法第5条第1項及び第6条の規定に基づき定め、平成13年4月1日から施行することとしたので、適正な事務処理をお願いします。

なお、平成7年3月31日付け河第938号「河川法の申請処分に関する行政手続法第5条第3項の規定に係る審査の基準について」は平成13年3月31日限りで廃止します。

平成16年11月25日河砂第542号

各県土整備事務所長及び各総合治水事務所長
あて県土整備部長通知

標記については、平成13年3月30日付け河第866号で通知しているところですが、下記事項について別紙のとおり標準処理期間の見直しを行い改正しましたので通知します。
(別紙省略)

平成17年3月28日河砂第819号

各県土整備事務所長及び各総合治水事務所長
あて県土整備部長通知

標記については、平成16年11月25日付け河第542号で通知しているところですが、河川敷地占用許可準則の一部改正に伴い、審査基準の一部改正をしましたので通知します。

記

1 変更事項

3 第24条（土地の占用の許可）

「河川敷地占用許可準則」（平成11年8月8日付け建設事務次官通達）を

平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達に変更する。

2 変更後の審査基準適用年月日

平成17年3月28日

(別紙)

1 第20条(河川管理者以外の者の施行する工事等の承認)

(1) 審査基準

河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で承認することができる。

ア 工事実施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。

イ 河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。

ウ 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。

(2) 標準処理期間 10日

(3) 協議期間 10日

2 第23条(流水の占用の許可)

(1) 審査基準

河川の流水の占用並びにこれに関する第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。

イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。

ウ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。

エ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、水利使用により治水その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

オ 新規の場合は、新たな水源措置が講じられていること(慣行水利権を法定化する場合及び取水量と同量を河川に放流する場合を除く)。

(2) 標準処理期間 新規 16日(県土整備事務所経由日数9日)

更新 13日(県土整備事務所経由日数6日)

3 第24条(土地の占用の許可)

(1) 審査基準

河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地占用許可準則」(平成17年3月28日付け国土交通事務次官通達)を基準として審査した上で許可することができる。

(2) 標準処理期間 新規 18日

更新 7日

(3) 協議期間 10日

4 第25条（土石等の採取の許可）

（1）審査基準

河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい障害が生じるものではないこと。

イ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

ウ 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日付け建設事務次官通達）を基準とすること。

エ 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜、芝草、その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。

（2）標準理期間 10日

（3）協議期間 10日

5 第26条第1項（工作物の新築等の許可）

（1）審査基準

河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 治水上及び利水上の支障を生じるおそれがないこと。

この場合において、治水上及び利水上の支障の有無を検討するに当たっては、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形・地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。

（ア）工作物の一般的な技術基準

「河川管理施設等構造令」（平成12年6月7日政令第312号）

（イ）工作物の設置基準

「工作物設置許可基準」（平成10年6月19日付け建設省河川局治水課長通達）

イ 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。

ウ 河川の利用の実態からみて、工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。

エ 工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

（2）標準処理期間 10日（第24条の許可を伴う場合は18日）

（3）協議期間 10日

6 第27条第1項（土地の掘削等の許可）

（1）審査基準

河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

イ 土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

(2) 標準処理期間 10日(第24条の許可を伴う場合は18日)

(3) 協議期間 10日

7 第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

(1) 審査基準

竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

(2) 標準処理期間(未設定)

8 第29条第1項(河川管理上支障のある行為の許可)

(1) 審査基準

第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査した上で許可することができる。

ア 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合

(ア) 人体や生物に有害でないこと。

(イ) 流水を著しく汚濁するおそれがないこと。

イ 河川区域内の土地において、土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合

(ア) 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと。

(イ) 河川区域内に、河川工事又は他の行為によってやむを得ず一時的に残土、土石、竹木その他の物件を仮置きする場合は、出水時への対応措置が講じられていること。

(2) 標準処理期間(未設定)

9 第30条第1項(許可工作物の完成検査)

(1) 審査基準

完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模、その他の第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させる。

なお、第44条第1項のダムについては、「ダム検査規程」(昭和43年建設省訓令第2号)を標準とすること。

(2) 標準処理期間(未設定)

10 第30条第2項（完成前の許可工作物の一部使用の承認）

（1）審査基準

完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施行方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができる。

ア 使用をしようとする部分について、第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、検査に合格したものであること。

イ 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。

ウ 一部使用しようとする目的が、工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。

（2）標準処理期間（未設定）

11 第34条第1項（権利の譲渡の承認）

（1）審査基準

第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができる。

ア 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。

イ 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。

（2）標準処理期間 6日

12 第55条第1項（河川保全区域における行為の許可）

（1）審査基準

河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

（2）標準処理期間 10日

（3）協議期間 10日

13 第57条第1項（河川予定地における行為の許可）

（1）審査基準

河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

（2）標準処理期間 10日

（3）協議期間 10日

14 第58条の4第1項（河川保全立体区域における行為の許可）

（1）審査基準

河川保全立体区域における許可を行うに当たっては、河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

（2）標準処理期間 10日

（3）協議期間 10日

15 第58条の6第1項（河川予定立体区域における行為の許可）

（1）審査基準

河川予定立体区域における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。

（2）標準処理期間 10日

（3）協議期間 10日

8.1.2 鉄道協議

協定締結に係る以下の書類を掲載します。

1) 透明性確保の徹底のための協定書記載例	257
2) 工事施工協定締結時の資料例	
a) 工事施工協定における計画予算の様式例	259
3) 年度協定締結時の資料例	
a) 協定書記載例	260
b) 平成○年度 事業の内容（協定にかかる事業の概要）	264
c) 平成○年度 事業工程表（原則として工区・工事種別ごとの工程）	265
d) 平成○年度 事業費負担額調書	266
4) 請負契約締結時及び精算時の資料例	
a) 請負契約一覧	267
b) 工事注文書、工事注文請書	268
c) 請負金額内訳書	270
d) 請負金額内訳明細書	272
e) 請求書	274
f) 第○回 出来形調書	275
g) 第○回 出来形検査 数量計算書、出来形数量総括表	276
h) 管理費の内訳（平成○年度実績表）	278
5) 出来高予定調書	279
6) 協定書作成例【県事例】	
a) 協定書	280
b) 事業内容	283
c) 事業工程表	284
d) 事業費概算額調書	285
e) 資金計画書	286
f) 補修位置図	287

(別添1)

透明性確保の徹底のための協定書記載例

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者に委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）において、事業実施主体を甲とし、鉄道事業者を乙として、工事施行協定及び年度協定等を締結するにあたっては、下記協定書記載例を参考に作成するものとする。

なお、『注：』以下は、実際の協定書には記載しないものとする。

記

【工事施行協定】

(公正性と透明性の確保)

第〇条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

注：ただし、単年度で完了する委託工事については、年度協定に位置づけるものとする。

(年度協定)

第〇条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障しないよう努めるものとする。

(計画予算)

第〇条 工事の計画予算は別紙のとおりとする。

注：上記「計画予算」は、別紙1（「透明性通達」別添資料（例）〔工事施行協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

注：「計画予算」においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額を明確にするものとする。

【年度協定】

(工事の内容及び施行区分)

第〇条 工事の内容及び施行区分は、別紙事業内容のとおりとする。

注：上記「事業内容」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

(工事の工程)

第〇条 工事の工程は、別紙事業工程表のとおりとする。

注：上記「事業工程表」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

(工事の費用及び負担)

第〇条 工事の施行に要する費用及び負担内訳は別紙事業費負担額調書のとおりとする。

注：上記「事業費負担額調書」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

注：事業費負担額調書においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税

対象額を明確にするものとする。

(契約関係資料の提出)

第〇条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約ならびに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

注：上記請負契約に関する資料については、別紙3（「透明性通達」別添資料（例）〔請負契約締結時及び精算時の資料例〕）と同等なものとする。

(費用の支払い)

第〇条 乙は当該工事において概算払いを請求する時は、「出来高予定調書」を作成し、甲へ速やかに提出するものとする。

注：上記「出来高予定調書」については、概算払いに必要な事業の進捗状況を把握可能な別紙4と同等な資料とする。

注：出来高予定調書においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額を明確にするものとする。

以上

(別添2)

本協定書(案)は、道路管理者と鉄道事業者との間で施行協定を締結する際に参考とするための一例を示したものであり、現場によっては一部年度協定で規定するものも含まれているため、適宜見直しを行い、各現場に応じたものを作成すること。また、既に必要な事項が規定されている協定書が用意されている場合は、それを使用しても差し支えない。

なお、「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ(平成20年12月)」を踏まえ、透明性確保に努めること。

※は、工事内容や工事費が確定してから対応するもの。なお、工事に先立ち鉄道事業者側施設の支障移転が伴う場合には、移設のための設計及び工事期間が必要になることから、実施協議等において十分に調整を図ること。

協定書(案)

〇〇本線〇〇・〇〇間〇〇跨線橋補修工事の(以下「工事」という。)の施行について、〇〇長(以下「甲」という。)と〇〇鉄道株式会社〇〇支社長(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(工事の位置、設計及び工程)

第〇条 工事の位置及び設計について必要な図書を添付し、工程は別紙工事工程表を添付するものとする。*

(工事の施行及び内容)

第〇条 工事の施行について、甲、乙の施行区分を定めるものとする。*

2 甲、乙は、工事の施行にあたり、あらかじめ施行方法等について十分な調整を図るとともに、甲は、乙の施行する工事に支障をきたさないよう地元関係機関等との調整を行い乙は甲に協力するものとする。

3 甲は、乙の鉄道施設に近接して工事を施行しようとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

(計画予算)

第〇条 工事の計画予算は別紙のとおりとする。*

(工事内容の変更)

第〇条 工事の設計変更又は物価労賃の変動等により、工事費に著しい変更が生ずる場合は、あらかじめ甲乙協議して定めるものとする。

(工事完了の確認、工事費の精算)

第〇条 乙は、工事完了後、速やかに甲に工事完了報告書を提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書を受領した後、速やかに出来高確認及び完了の確認を行うものとする。

3 乙は、前項の確認終了後、速やかに工事費を精算するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第〇条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(施設物の引渡し)

第〇条 乙は、工事しゅん功後、当該施設に係るしゅん功図書、その他関係資料を作成のうえ、甲の確認を受けた後、当該施設を甲に引渡すものとし、その詳細については、別途甲乙協議するものとする。

(年度協定)

第〇条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度ごとの工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障を来さないよう努めるものとする。

(契約関係資料の提出)

第〇条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時又は協定の精算時に請負契約並びに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとし、甲はその資料をもとに出来形等を確認できるものとする。

(財産所有権の帰属及び保守管理)

第〇条 工事しゅん功後の財産所有の帰属及び保守管理区分を定めるものとする。

2 甲は、前項の当該施設について、保守管理上鉄道施設への営業線近接作業が生じる場合は、あらかじめ乙と協議し承認を得た後に作業を実施するものとする。

(撤去物の処理)

第〇条 工事の施行の結果発生する撤廃物は、そのものにつき管理していた側のものとする。

2 工事の施行上購入し、又は設置した物件で、工事竣工後残存するものは、甲に帰属するものとし、その取扱いについては、別途甲乙協議するものとする。

(建設副産物等の処理)

第〇条 甲及び乙は、相互に協力して、工事の施行に伴い発生する建設副産物の抑制、再利用、分別解体及び再資源化等、並びに建設廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

(土地の使用)

第〇条 工事の施行に伴い必要とする第三者の土地使用等の手続きについては、甲乙協議のうえ工事着手までに甲が行うものとし、乙は施行期間中無償で使用できるものとする。

(公開)

第〇条 甲及び乙は、本協定に基づき公正性及び透明性の確保を目的として乙から甲へ提出した資料を第三者に公開する必要がある場合は、あらかじめ甲乙が協議するものとする。

(行政上及び第三者への手続き等)

第〇条 工事の施行に必要な行政上の諸手続き及び第三者との協議等は、原則として甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。ただし、鉄道事業法等に伴う諸手続きは、乙が行うものとする。

(事業中止等の場合の取扱い)

第〇条 甲の責めに帰すべき事由により、甲の事業が中止(中断、凍結等を含む)され、遅延又は変更された場合において、乙の鉄道施設の安全及び原状と同等の機能を確保するために必要な費用が発生した場合は、甲がこれを負担するものとする。

(損害の負担)

第〇条 工事の施行に伴い生じた損害は、乙の責めに帰する場合を除き、甲乙協議のう

え処理するものとする

(苦情等の処理)

第〇条 工事施行に伴う第三者からの苦情等については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

(協定の変更)

第〇条 本協定を変更する必要がある場合は、別途甲乙協議のうえ協定の変更を行うものとする。

(工事の進捗状況の確認)

第〇条 甲及び乙は、必要に応じて工事の進捗状況に関する打合せを行うものとし、事務手続き等に変更が伴う場合は、甲乙協議のうえ適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第〇条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ処理するものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 ○〇県○市○丁目○番○号
○〇長 ○〇 ○〇

乙 ○〇県○市○丁目○番○号
○〇鉄道株式会社
○〇支社長 ○〇 ○〇

例

(1) 平成〇年度 事業内容(協定にかかる事業)

事業種別	通常事業
〇〇県庁施行	
・側道	
街路工	L=〇〇〇m
用地買収費	A=〇〇〇m ²
物件補償費	N= 〇〇件
〇〇旅客鉄道施行	
・架道橋	
掘削	V=〇〇〇m ³
掘削土留工	L=〇〇〇m
薬液注入工	V= 〇〇m ³
工事用防護工	N=〇式
仮囲い	L=〇〇m

このほか、位置図を添付すること。

例

(2) 平成○年度 事業工程表 (原則として工区・工種別ごとの工程)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
甲 施行	側道工事													
	用地買収													
	物件補償													
乙 施行	仮囲い工													
	掘削													
	掘削土留工													
	薬液注入工													
	工事前防護工													
	保安工													

例

(3) 平成〇年度 事業費負担額調書

施行者 区分	事業区分・内容	事業費	費用負担額		摘 要
			甲	乙	
甲	・側道 街路工 用地買収費 物件補償費				
	小 計				
乙	・架道橋 掘削 掘削土留工 薬液注入工 工事用防護工 仮囲い				
	工事付帯 管理費				
	小 計				
	合 計				

※委託工事に係る費用を消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額とに明確に区分するものとする。

例

(1) 請負契約一覧

	契約番号	契約年月日	件名	請負金額	請負者名
当初	〇〇工 第〇〇号	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇〇工事	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円	〇〇建設㈱
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
	計				

例

(2) - 1 工 事 注 文 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号
 〇〇建設株式会社
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇
 上記代理人
 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号
 〇〇建設株式会社東京支店
 支店長 〇 〇 〇 〇 殿

注文番号	〇〇 工〇〇第〇〇号
工事名	〇 〇 〇 〇 〇 〇 新設工事
工事場所	〇〇都〇〇区〇〇一丁目〇〇〇一〇〇他
期 限	着 工 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 完 成 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契約金額	一金 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也 うち取引に係る消費税 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也 (消費税等を除く契約金額 〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円也)
請求書受理箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課
代金支払箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇部〇〇課
監督箇所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
(摘要欄)	(添付書類)
1 発注品 [<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無]	① 数量内訳書
2 貸与品 [有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]	② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面
3 支給材料 [有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]	③ 基本契約書追加条項等
4 前金払 [有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]	④ 仕様書
	5 内容説明書
	⑥ 図面〇〇葉

工事請負基本契約書に基づき、上記のとおり注文しますので、応諾したときは、工事注文
 請書を提出してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
 〇〇旅客鉄道株式会社
 契約責任者
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

例

(2) - 2 工 事 注 文 請 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号
 〇〇旅客鉄道株式会社
 契約責任者
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 殿

注文番号	〇〇工〇〇第〇〇号	
工事名	〇〇〇〇〇〇新設工事	
工事場所	〇〇都〇〇区〇〇-丁目〇〇〇-〇〇他	
期 限	着 工	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
	完 成	平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契 約 金 額	一金	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
	うち取引に係る消費税	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
	(消費税等を除く契約金額)	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
請求書受理箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課	
代金支払箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇部〇〇課	
監督箇所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇	
(摘要欄)	(添付書類)	
1 発注品	[<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無]	① 数量内訳書
2 貸与品	[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]	② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に規定する書面
3 支給材料	[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]	③ 基本契約書追加条項等
4 前金払	[有 ・ <input checked="" type="checkbox"/>]	④ 仕様書
		5 内容説明書
		⑥ 図面〇〇葉

上記について、工事請負基本契約書を遵守のうえお請けいたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
 代理人 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
 〇〇建設株式会社東京支店
 支店長 〇 〇 〇 〇

請負金額内訳書(その2)

※明細書を添付しない場合

金 0,000,000,000 円也

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設他 請負金額

内 訳

番号	資産種目 経営科目 工種コード	名称・工事等種別	単位	数量	単価	金額	記事
【受託工事勘定】							
1	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(鋼 矢板式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
2	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(親 杭式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
3	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	薬液注入工	m3	0	00,000	00,000	
4	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	コラムジェット工	m	0	00,000	00,000	
5	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	簡易工事桁仮 設	t	0	00,000	00,000	
6	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	線路防護網	m	0	00,000	00,000	
7	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工所用列車停 止装置仮設	式	0	00,000	00,000	
8	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工所用列車接 近警報器仮設	式	0	00,000	00,000	
9	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	計測工設置	式	0	00,000	00,000	
小計						0,000,000	
消費税等						0,000,000	
合計						0,000,000	

例

(4) 請負金額内訳明細書

番 号 〇〇I 〇〇 第 〇〇〇〇 号

件 名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設

会社名 〇〇建設㈱東京支店
作成者 〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
作成日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

例

(7)-1 第〇回 出来形検査数量計算書

工事番号 : 〇〇工 〇〇第〇〇〇号

工事件名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設.

第〇回 出来形検査

数量計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

確認者	
検算者	
作成者	

例

(8) 管理費の内訳(平成○年度実績表)

協定件名	従事者総数 (人)		管理費総額 (円)
	本所 支社	工事区 技術センター	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 新設	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○、○ ○ ○

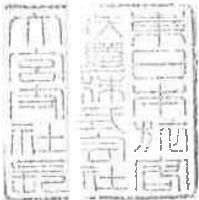
(案 - 2)

平成29年度協定書

東北本線川口・西川口間16k359m付近 [REDACTED] 橋修繕工事

甲 埼 玉 県

乙 東日本旅客鉄道株式会社





平成29年度協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、基本協定を締結した「東北本線川口・西川口間16k359m付近 [redacted] 橋修繕工事に係る協定書」（以下「原協定書」という。）第7条の定めにより、平成29年度に施行する工事等の内容、工事費、工事費の支払い時期及び方法等に関し、次のとおり年度協定を締結する。

（工事の内容及び施行区分）

第1条 工事は乙が施行するものとし、内容は別紙事業内容のとおりとする。

（工事の工程）

第2条 工事の工程は、別紙事業工程表のとおりとする。

（工事の費用、負担及び支払い方法）

第3条 平成29年度工事費（以下「工事費」という。）は、協定書概算総額514,243,411円のうち別紙事業費概算額調書のとおり、総額325,261,193円とし、鉄道施設に要する費用は35,872,740円、道路施設に要する費用は289,388,453円とする。

なお、道路施設に要する費用には、消費税及び地方消費税相当額21,436,181円を含むものとする。

2 甲は、前項の負担額を別紙資金計画書に基づき、別途乙の本社が発行する支払請求書により、乙に納入するものとする。

（工事費の精算）

第4条 乙は、工事完了後速やかに第3条の工事費について決算を行い、精算書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規程による精算書の提出を受けた時は、精算書に基づき甲乙確認のうえ、工事費の精算を行うものとする。

（契約関係資料の提出）

第5条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度契約の精算時に、請負契約並びに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

(年度協定の変更)

第6条 甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるときは、別途甲乙協議のうえ、年度協定書の変更を行うものとする。

(進捗状況の報告)

第7条 甲は、必要に応じて工事の進捗状況の報告を乙に求めることができるものとする。

(その他)

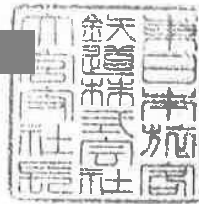
第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して処理するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成29年4月3日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1
埼玉県
知事

乙 埼玉県さいたま市大宮区錦町434番地4
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員大宮支社長



事業内容

事業種別

(乙)

東日本旅客鉄道株式会社施行

・道路橋修繕工事

支承取替工	1.0 式
高欄地覆工	1.0 式
伸縮継手工	1.0 式
透替塗装工	1.0 式
仮設工	1.0 式
保安費	1.0 式
検電・接地	1.0 式
電車線設備防護	1.0 式

・鉄道施設工事

付帯設備工	1.0 式
電車線設備支障移転	1.0 式

※補修方法及び仕上り基準

補修方法及び仕上り基準等は必要により甲が指示する方法によるものとする。

事業工程表

件名 東北本線川口・西川口間16k359m付近 橋修繕工事

区分	工事種別	平成29年度												記事			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鉄道施設	付帯設備工	◆	◆														
	電車線設備支障移転					◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
道路施設	支承取替工																
	高欄地覆工																
	伸縮継手工	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	ひび割れ補修工																
	塗替塗装工	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	仮設工	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	検電・接地	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	電車線設備防護	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	
	事業付帯	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

事業費概算額調書

件名 東北本線川口・西川口間16k359m付近 XXXXXXXXXX 橋修繕工事

(単位：千円)

施工者区分	事業区分・内容	事業費	費用負担額		摘要
			甲	乙	
甲	小 計	0	0	0	
乙	【道路施設】				
	道路橋修繕工事 1式	258,983,700	258,983,700	0	
	管理費 1式	8,968,572	8,968,572	0	
	消費税等 1式	21,436,181	21,436,181	0	
	小 計	289,388,453	289,388,453	0	
	【鉄道施設】				
	付帯設備工	23,310,000	23,310,000	0	
	電車線設備支障移転	11,845,000	11,845,000	0	
	管理費 1式	717,740	717,740	0	
	小 計	35,872,740	35,872,740	0	
合計		325,261,193	325,261,193	0	

資金計画書

件名：東北本線川口・西川口間16k359m付近 [] 橋修繕工事

(単位：円)

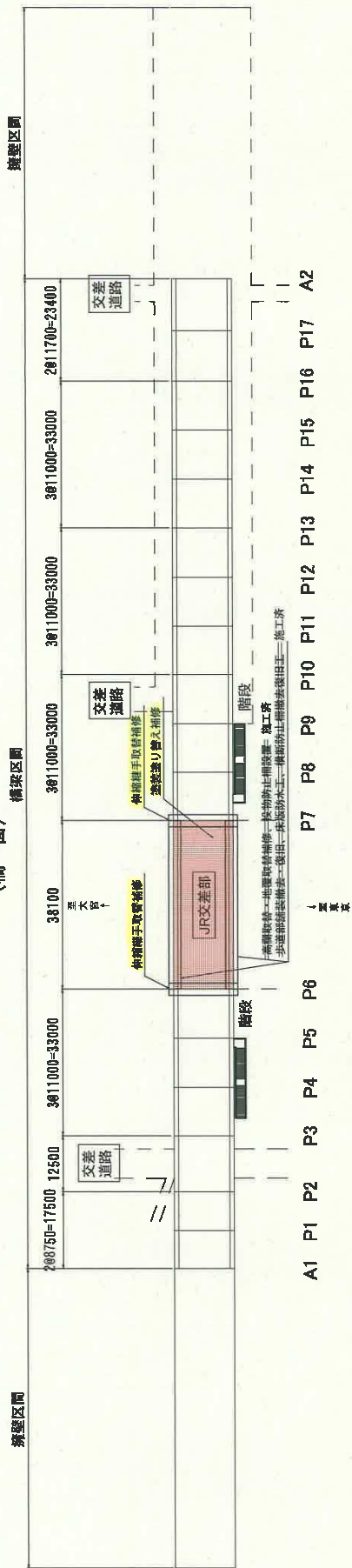
		総額	平成29年度	
	工事費	325,261,193	325,261,193	
	甲	325,261,193	325,261,193	
	乙			

区分	工事種別	総額	平成29年度	記事
鉄道施設	付帯設備工	23,310,000	23,310,000	
	電車線設備支障移転	11,845,000	11,845,000	
	管理費	717,740	717,740	
	小計	35,872,740	35,872,740	
道路施設	支承取替工	68,835,500	68,835,500	
	高欄地覆工			
	伸縮継手工	11,200,000	11,200,000	
	ひび割れ補修			
	塗替塗装工	63,020,000	63,020,000	
	仮設工	17,647,500	17,647,500	
	保安費	54,820,000	54,820,000	
	検電・接地	23,000,000	23,000,000	
	電車線設備防護	20,460,700	20,460,700	
	管理費	8,968,572	8,968,572	後上げ清算
	消費税等	21,436,181	21,436,181	
	小計	289,388,453	289,388,453	
	合計	325,261,193	325,261,193	

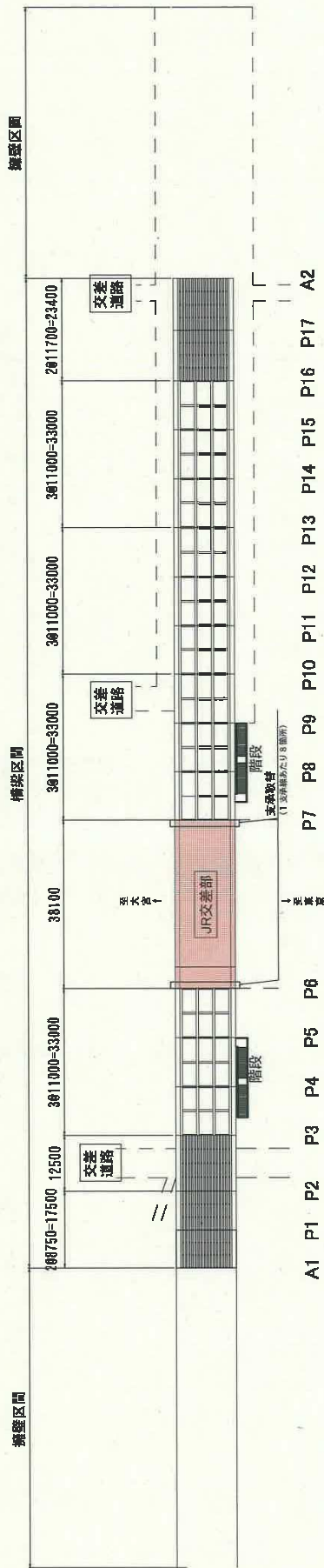
橋補修位置図 その1 (全体)

S=1/500

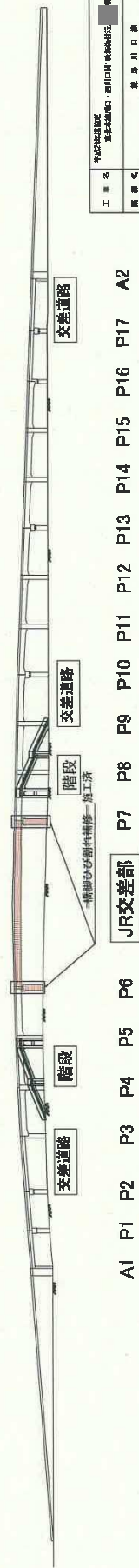
平面図
(橋面)



平面図
(見上げ図)



縦断面図



工事名	歩道部補修工事 東北本線：新川町駅～新橋駅間
所属名	東海川口橋
工事箇所	川口管内
図面名	歩道部補修工事(全線)
編 号	1708 図面番号 042

埼玉県さいたま県土整備事務所

